

循環第 3013 号の 1
令和 7 年(2025 年)3 月 27 日

一般社団法人佐賀県産業資源循環協会の長 様

佐賀県県民環境部
循環型社会推進課長

産業廃棄物多量排出事業者における処理計画等提出の周知について (依頼)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 12 条第 9 項等の規定により、産業廃棄物の多量排出事業者は、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画及びその計画の実施状況を毎年 6 月 30 日までに都道府県知事へ提出することとなっています。

つきましては、貴団体に所属する会員に対し、多量排出事業者処理計画等の提出について周知して下さるようお願いいたします。

作成要領等については、佐賀県のホームページ(佐賀県庁ホームページ>暮らし・子育て>自然・環境・リサイクル>廃棄物・リサイクル・土砂等>届出・手続>多量排出事業者の産業廃棄物処理計画等の提出)をご覧ください。

なお、処理計画を提出せず若しくはその実施状況を報告せず、又は虚偽の報告をした者に対して、20 万円以下の過料に処することとされていることを申し添えます。

多量排出事業者とは・・・

- ◆前年度における特別管理を除く産業廃棄物の発生量の合計が 1,000 トン以上となる事業場(作業所)を設置している事業者
 - ◆前年度における特別管理産業廃棄物の発生量の合計が 50 トン以上となる事業場(作業所)を設置している事業者
- ※令和 6 年度に処理計画書を提出した事業者は、令和 7 年度に多量排出業者に該当しない場合でも実施状況報告書の提出が必要です。

佐賀県県民環境部 循環型社会推進課
企画・公共関与担当 山下、久富
Tel 0952-25-7078 Fax 0952-25-7109
Mail junkan-recycle@pref.saga.lg.jp